

第1章 計画の基本的な考え方

I 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

少子高齢化、国際化、高度情報化などの社会経済情勢の変化に対応し、豊かで活力ある社会を実現するためには、男女の人権が尊重され、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要な課題であるとして、国において、1999年（平成11年）に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。県においても、2000年（平成12年）に「三重県男女共同参画推進条例」を制定し、2002年（平成14年）には「三重県男女共同参画基本計画」（2007年（平成19年）一部改訂）（以下「第1次三重県男女共同参画基本計画」という。）を策定して、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

しかし、2007年（平成19年）3月の第1次三重県男女共同参画基本計画の改訂後、雇用情勢の悪化や少子高齢化の一層の進展、人口の減少傾向が顕著となるなど、社会経済情勢に変化がみられます。また、社会全体について男女が平等と感じる人の割合は増えつつあるものの、その増え方は緩やかであり、未だ男女の性別による差別や固定的な役割分担意識、それらに基づく制度、慣行などが根強く存在し、働く場での男女の格差もみられます。

こうした状況から、男女共同参画推進の必要性は一層高まっており、社会経済情勢の変化に対応しつつ、県が県民、事業者、市町等の多様な主体との連携・協働により男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、着実に男女共同参画社会の実現をはかるため、その指針となる基本計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 「三重県男女共同参画推進条例」に基づく計画です。

（条例第8条）

知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を策定する。

(2) 「男女共同参画社会基本法」に基づく都道府県に策定が義務づけられた計画です。

（法第14条）

都道府県は、（国の）男女共同参画基本計画を勧案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めなければならない。

(3) この計画は、県の各種計画との整合をはかっています。また、「人権が尊重される三重をつくる条例」（1997年（平成9年）公布・施行）に基づく「三重県人権施策基本方針（第一次改定）」（2006年（平成18年））と相互に連携しながら機能する計画です。

(4) この計画は、三重県の男女共同参画社会実現に向けた施策の基本的な指針ですが、「三重県男女共同参画推進条例」に定める責務等に基づく市町からの県の施策実施に対する協力、および県民、事業者等のこの計画に掲げる方向に沿った主体的、積極的な取組が不可欠であるため、県はこの計画の推進にあたって、県民、事業者、市町等に連携・協働を働きかけます。

3 計画の目標

この計画は男女共同参画社会の実現をめざします。

「三重県男女共同参画推進条例」では、男女共同参画を次のように定義し、その実現のため基本目標を設定しています。

（条例第2条）

この条例において「男女共同参画」とは、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいう。

（条例第3条）

男女共同参画社会を実現するため、次の基本目標を設定する。

- 一 男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会を確保すること。
- 二 男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善すること。
- 三 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会を確保すること。
- 四 男女が家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる環境を整備すること。

4 計画の期間

2011年度（平成23年度）から2020年度（平成32年度）までとします。

ただし、社会経済情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

II 計画の基本的な視点

1 私たちがめざす社会

「三重県男女共同参画推進条例」の前文では、私たちがめざす社会について次のように述べられています。

「21世紀を迎え、私たちが目指す社会は、すべての人々の人権が保障され、一人ひとりが、性別にかかわらず、自立した個人として、その能力と個性を十分に発揮することができる社会であり、それぞれに多様な生き方が認められる社会である。そして、その社会は、男女が対等な立場で、社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会である。」

男女共同参画社会は、人権の尊重と男女の平等を前提としています。

また、社会経済情勢の変化に対応しつつ、誰もが将来に希望を持ち、自分らしくいきいき暮らせる豊かで活力ある三重を築いていくためには、男女共同参画社会の実現が不可欠であるとの認識に立っています。

三重県では、不当な差別をなくし、人権が尊重される社会の実現をはかるため、1997年（平成9年）に「人権が尊重される三重をつくる条例」を制定し、それに基づき「三重県人権施策基本方針」を策定して、取組を進めています。

この基本計画は、これらの人権条例および基本方針と整合をはかり、相乗的に機能させながら、男女共同参画社会をめざします。

2 社会制度・システムの普及促進

男女共同参画の推進は、社会のさまざまな分野における男女の参画をめざしますが、同時に家庭・地域・職場における生活を一層充実させることもめざしています。

これからの社会は、これまでの経済活動中心の生き方を見直し、男女が共に家庭、地域の一員としての責任を果たしながら、職業生活や余暇活動などとバランスのとれた生活を築いていくことができる社会でなければなりません。そしてそのためには、個人やそれぞれの家族の選択を尊重しながら、地域での支え合いや社会環境の整備を推進するとともに、国等が見直しを進める雇用や社会保障などのさまざまな制度・社会システムを、男女共同参画を推進するために、特に仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が促進されるよう普及していくことが必要です。

3 総合行政としての取組

男女共同参画社会の実現のためには、健康、福祉、教育、文化、雇用、産業、地域づくり、防災（災害復興を含む。以下同じ。）、環境、観光など社会のあらゆる分野にわたる取組が必要です。

このため、県のあらゆる分野における政策・方針の決定や実施にあたっては、男女共同参画の視点を反映させるよう努めるとともに、男女共同参画社会の実現に向け、関係部門の連携により、総合的に取組を行います。

また、県が率先して、ポジティブ・アクション（注1）などに取り組んでいきます。

4 県民、事業者、市町等との協働

男女共同参画社会を実現するためには、県民や事業者の役割が重要です。家庭、地域、職場等において、それぞれの立場で、積極的な取組が行われることを期待します。特に、事業者においては、雇用面における男女間格差の解消や次世代育成支援に向けた取組を進めることが期待されます。

また、三重県は、南北に細長く、それぞれの地域に特性があり、人口構成や産業構造も多様です。地域の特性に応じた施策が実施されるためには、住民に最も身近な市町の積極的な取組が必要です。

県は、県民やNPO（注2）、各種団体、事業者、教育・研究機関、市町等の主体的な活動を尊重しながら、必要な支援を行うとともに、これら多様な主体と連携して男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。



Ⅲ これまでの取組と現状

1 男女共同参画に向けた内外の動き

(世界の動き)

- 国連の提唱により1975年（昭和50年）が「国際婦人年」とされ、メキシコシティで開催された第1回世界女性会議で「世界行動計画」が採択されました。そして、翌年からの10年間を「国連婦人の10年」として、女性の人権の擁護と男女平等のための国際的な行動が本格的に始まりました。
- 1979年（昭和54年）、国連総会で、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）が採択されました。
- 1995年（平成7年）、北京で開催された第4回世界女性会議で「北京宣言」および「行動綱領」が採択されるなど、2000年（平成12年）に向けて、女性の地位向上のための取組が行われました。
- 2000年（平成12年）、ニューヨークで開催された国連特別総会「女性2000年会議」では、これまでの進捗状況を検討・評価するとともに一層の行動を求める「政治宣言」「成果文書」が採択されました。
- 2005年（平成17年）、「第49回国連婦人の地位委員会（北京+10）」が開催され、女性の自立と地位向上に向けた取組を引き続き推進していくことが確認されました。
- 2010年（平成22年）、「第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）」が開催され、「北京宣言」および女性2000年会議の「成果文書」の再確認などが行われました。

(国内の動き)

- 我が国では、戦後の改革の中で婦人参政権が実現し、1946年（昭和21年）に制定された日本国憲法では、個人の尊厳と法の下での平等がうたわれ、法制上の男女平等が明記されました。
- 1975年（昭和50年）、国際婦人年からの国連を中心とした動きをふまえて、婦人問題企画推進本部が設置され、1977年（昭和52年）には国内行動計画を策定、女性の地位向上に関する総合的な取組が始まりました。

そして、国籍法の改正や雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保をはかることを目的とする男女雇用機会均等法の制定（1986年（昭和61年）4月施行）など国内法の整備が行われ、1985年（昭和60年）、女子差別撤廃条約が批准されました。さらに、1987年（昭和62年）に「西暦

2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、1996年（平成8年）には、「男女共同参画社会の形成の促進に関する国内行動計画－男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

- 1999年（平成11年）6月、「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）が制定・公布されました。基本法では、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけるとともに、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進をはかっていくことが重要であるとされ、国、地方公共団体、国民の責務が定められています。

そして、2000年（平成12年）12月、基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の実現に向け、新たな一歩を踏み出しました。

- 1992年（平成4年）4月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が、2001年（平成13年）10月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が、また、2003年（平成15年）7月には「次世代育成支援対策推進法」が、それぞれ施行されました。
- 国内外のさまざまな状況の変化を考慮し、2005年（平成17年）12月および2010年（平成22年）12月に「男女共同参画基本計画」が変更されました。

2 三重県の主な取組と現状

三重県でも男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな取組を行ってきています。

（「第1次三重県男女共同参画基本計画」策定まで）

- 1979年（昭和54年）、国の内外の動きを受け、県内初の行動計画である「三重県婦人対策の方向」を策定しました。

以後、1987年（昭和62年）に「みえの第2次行動計画-アイリスプラン」、1995年（平成7年）に第3次行動計画にあたる「みえの男女共同参画推進プラン-アイリス21」を策定、また、その前年には、三重県女性センター（現在は三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」）を開館するなど、男女共同参画に向けた取組を進めてきました。

- そして、2000年（平成12年）10月には、一人ひとりの県民がその個性と能力を十分に発揮できる社会づくりに向けて、「三重県男女共同参画推進条例」を制定・公布し、2001年（平成13年）1月1日から施行しました。2002年（平成14年）3月には「三重県男女共同参画基本計画」（計画期間：

2002年度～2010年度）（2007年（平成19年）3月に一部改訂）を策定し、施策を総合的かつ計画的に推進する体制を整備しました。

（「第1次三重県男女共同参画基本計画」策定以降）

- 2004年（平成16年）に策定した三重県総合計画「県民しあわせプラン」において、男女共同参画社会の実現を重要な施策の一つとして位置づけ総合的な取組を進めてきました。

- 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進のため、2004年（平成16年）に「男女共同参画の視点で進める三重県審議会等への委員選任基本要綱」（2007年（平成19年）8月に「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」に改正）を定め、男女のいずれか一方の数が委員総数の十分の四未満とならない審議会等の数を増やしていく取組を行うとともに、地域において男女共同参画を推進する人材の育成等を進めました。

県の審議会等における女性委員の割合は、2001年（平成13年）の26.9%から2010年（平成22年）には32.4%になり、市町（村）の審議会等における女性委員の割合も、2001年（平成13年）の16.0%から2010年（平成22年）には22.5%になり、審議会等の委員への女性の登用が進みました。

しかし、自治会長や企業の管理職の女性の割合が低いなど、全般的には、政策・方針決定過程への男女共同参画は不十分な状況です。

- 市町（村）に対し、男女共同参画の推進について首長に働きかけたり、必要な助言や情報提供を行いました。

2010年（平成22年）12月現在、男女共同参画推進のための条例は、11市1町において制定され、基本計画については、14市6町で策定されており、市町における取組が進んでいます。

- 就業をはじめとする女性の社会参画を支援する拠点施設である「みえチャレンジプラザ」を、2007年（平成19年）6月に四日市市内に開設し、キャリアカウンセラーによる相談、情報提供など、一人ひとりの必要に応じた支援に努めました。

- 男女共同参画の意識の普及については、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」を中心にさまざまなセミナーの実施や広報誌の発行等の啓発事業を行いました。また、市町においても、さまざまな啓発事業を行い、男女共同参画意識の普及に努めました。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について、2000年（平成12年）に実施した「男女共同参画に関する県民意識と生活実態調査」では、同感する人の割合は48.4%、同感しない人の割合は46.4%でしたが、2009年（平成21年）に実施した「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」（以下「男女共同参画に関する県民意識と生活実態調査」および「男女共同参画に関する県

民意識と生活基礎調査」を「男女共同参画県民意識調査」という。)では、同感する人の割合が43.8%、同感しない人の割合が49.0%と、同感する人が減り、同感しない人が増えて、同感しない人の方が多くなりました。

しかし、同感する人が未だ4割以上おり、固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。特に、男性は約5割の人が同感しています。

- 働く場や家庭・地域における男女共同参画の推進については、「男女がいきいきと働いている企業」の表彰を実施し、受賞企業の取組を広報したり、農家において家族経営協定(注3)の締結を推進するなどして、企業や自営業における男女共同参画の推進に努めるとともに、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)についてのセミナーの開催等を行いました。

男女共同参画県民意識調査によると、自分が働いているところについて「女性と男性は平等だと思ふ」と答えた人の割合は、2004年(平成16年)の46.9%から2009年(平成21年)には58.4%に増えています。しかし、女性の働きやすさに関して、約半数の女性が「現在の女性は働きやすい状況にあるとは思わない」と答えています(2009年(平成21年)男女共同参画県民意識調査)。

また、家事・子育て・介護の多くを女性が担っている現状があります。

- 心身の健康支援と性別に基づく暴力等については、県民一人ひとりの健康づくりを支援するため、三重の健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ・21」に基づき普及啓発や環境の整備などを推進するとともに、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」を策定し、配偶者からの暴力防止および被害者の保護・支援のため総合的な対策に取り組みました。

ドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。)(注4)の被害者の約半数が「どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答しており(2009年(平成21年)男女共同参画県民意識調査)、被害が潜在化していることがうかがえます。

また、若年者層における交際相手からの暴力(いわゆる「デートDV」)等の被害状況も明らかになってきています。

- 施策を進めるにあたっては、県の男女共同参画に関する施策の進捗状況についての「三重県男女共同参画審議会」による評価をふまえつつ、庁内の推進組織である「三重県男女共同参画推進会議」を活用し、総合的かつ計画的に施策を進めてきました。

- 男女共同参画県民意識調査によると、「社会全体について男性の方が優遇されている」と答えた人の割合は、2009年(平成21年)の調査で58.8%となっており、2000年(平成12年)の68.0%から減少していますが、未だ約6割の人が「男性の方が優遇されている」と感じています。また、「社会全体について男女の地位が平等である」と答えた人の割合は、2000年(平成12年)の調査の

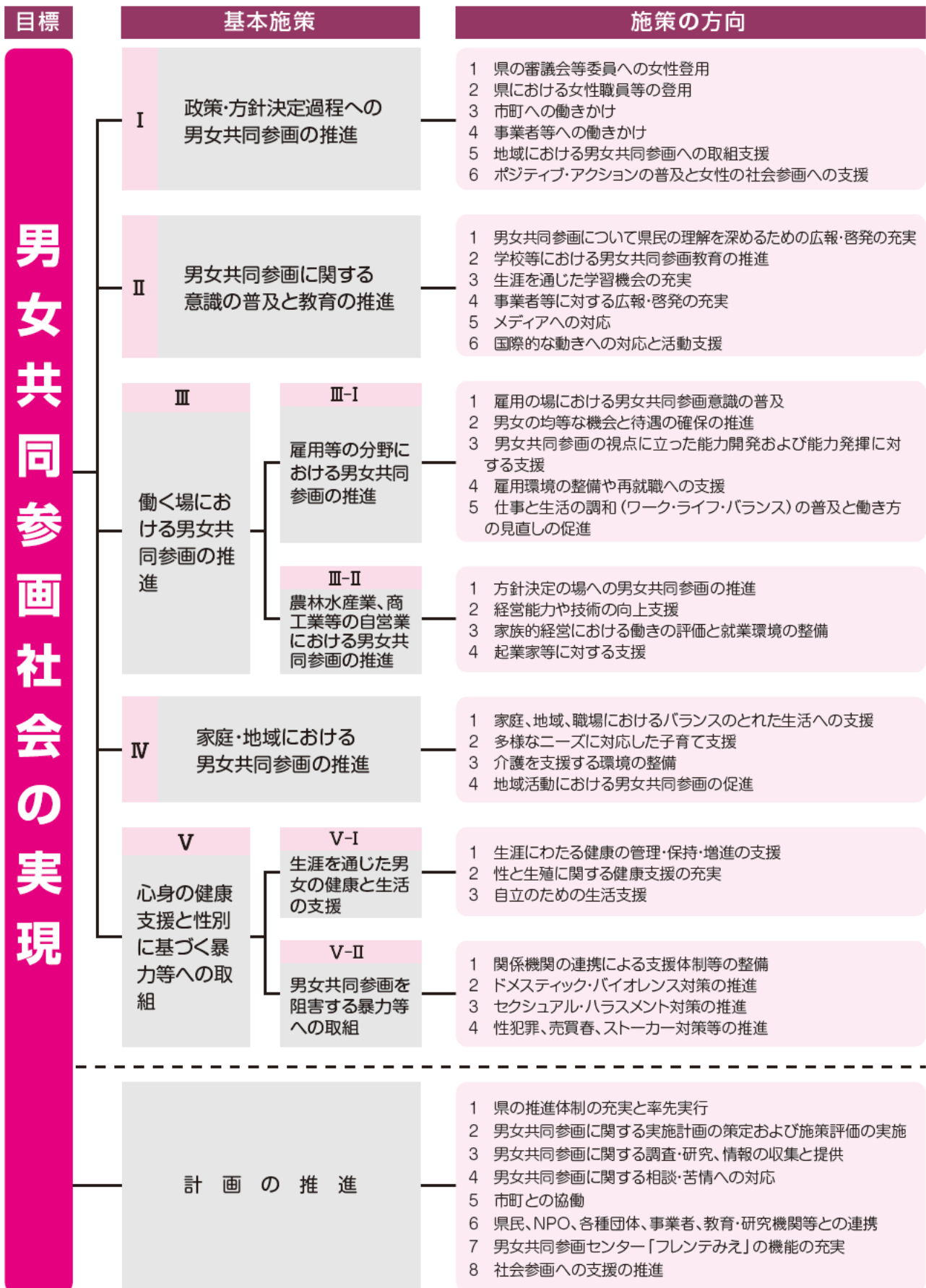
12.7%から2009年（平成21年）の調査では16.4%と増えてはいますが、「男女の地位が平等」と感じている人は未だ少ない状況です。

- 以上のように、県や市町の施策の実施等による進展もみられますが、男女共同参画社会の実現に関しては、未だ不十分な状況です。

「三重県男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、効果的な取組を、総合的かつ計画的に推進していくことが求められています。



IV 計画の体系



V 計画の重点事項

本県の現状および国の施策の方向等から、次の事項を、「第2次三重県男女共同参画基本計画」の重点事項とし取組を進めます。

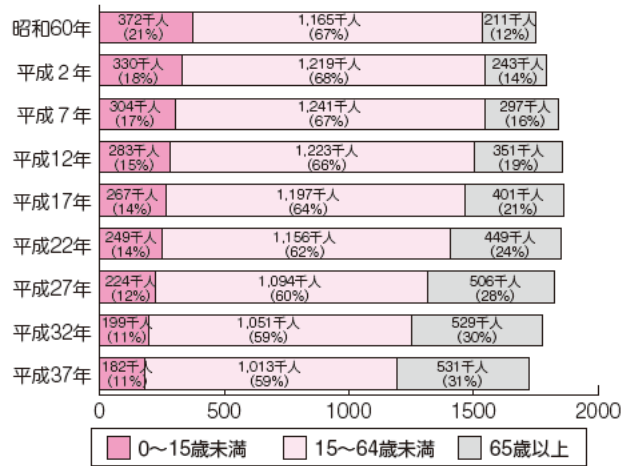
- ◎ 国の「社会のあらゆる分野で2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度」との目標をふまえた取組に合わせ、県においても、この目標をめざし、効果的な取組を進めます。
- ◎ 就業、起業、ボランティア活動などに、いつでも、どこでも、誰でも能力発揮できるよう、特に女性の社会参画に対する支援策を推進します。
- ◎ すべての人が男女共同参画を自分の問題としてとらえられるよう、男女共同参画に関する理解の促進をはかります。特に男性への積極的なアプローチや、子どもの頃からの理解促進に努めます。
- ◎ 働き方の見直しの促進や仕事と家庭の両立支援制度の活用等により、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するとともに、企業等における男女共同参画の取組を促進します。また、これらの取組により、M字カーブ（注5）に関する問題の解消をはかります。
- ◎ 地域づくり、防災、環境保全、観光振興等の地域活動における男女共同参画を推進します。
- ◎ ひとり親世帯等、生活上の困難に直面する男女への支援を推進します。
- ◎ 男女共同参画を阻害する暴力等への取組として、性別に基づく暴力等は重大な人権侵害であり、暴力等を許さないという意識の普及啓発に取り組むとともに、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画 改定版」に基づき、DV（注4）の被害者保護・支援体制の充実に取り組んでいきます。

(参考資料)

(1) 人口

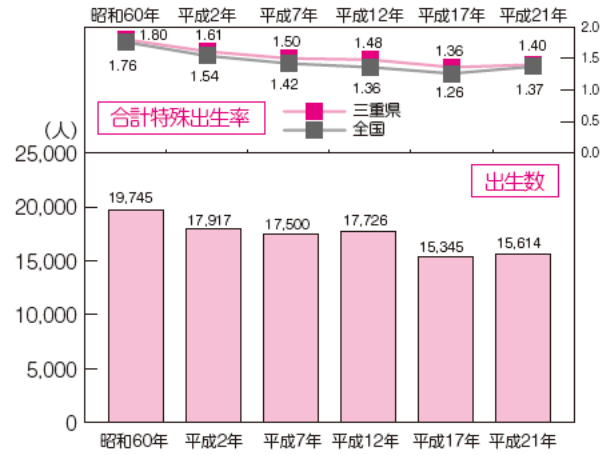
- 2005年（平成17年）の三重県の人口は、1,866,963人で、このうち女性は、959,749人、総人口の51.4%を占めています。
- 少子高齢化が進行し、生産年齢人口も減少しています。

■年齢3区分別人口・将来推計人口（三重県）



出典 総務省 国勢調査
国立社会保障・人口問題研究所 日本の都道府県別将来推計人口

■出生数、合計特殊出生率の推移

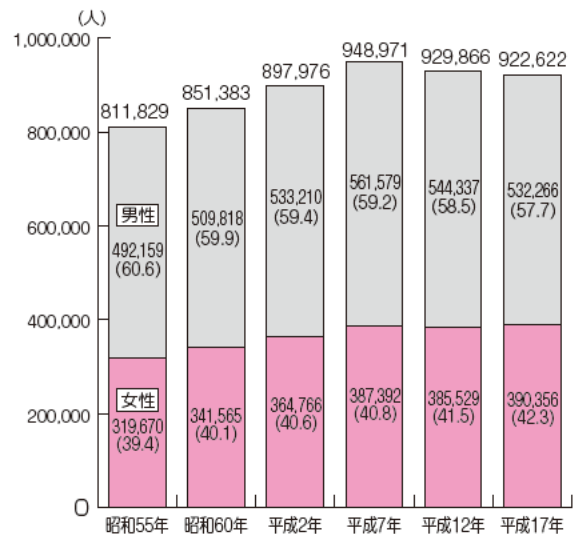


出典 厚生労働省 人口動態調査

(2) 労働

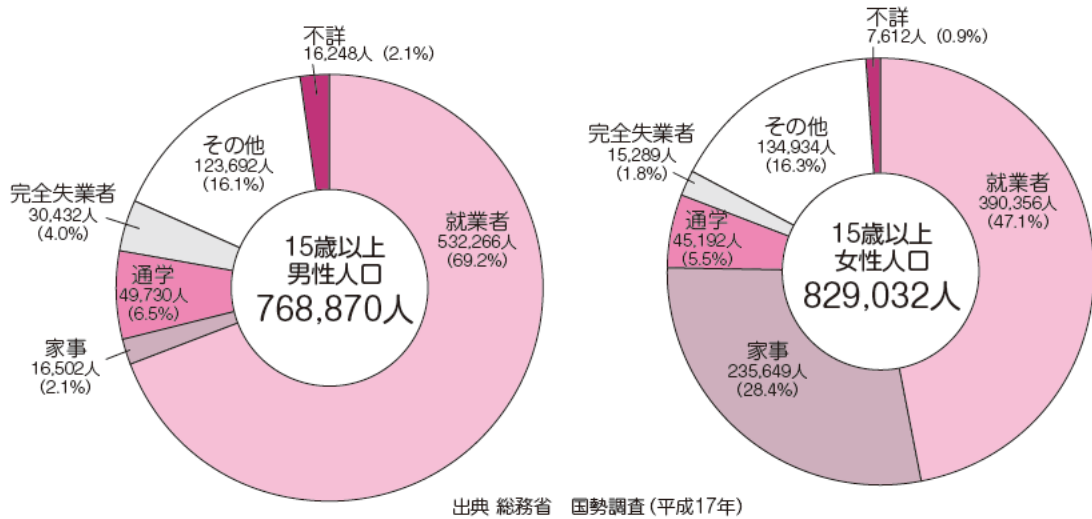
- 2005年（平成17年）の就業者数は、922,622人で、そのうち女性は390,356人、42.3%を占めており、その割合は増加傾向にあります。
- 全国的にも、三重県においても女性の労働力率は、30歳代が低く、M字カーブを描いています。

■労働力状態（三重県）

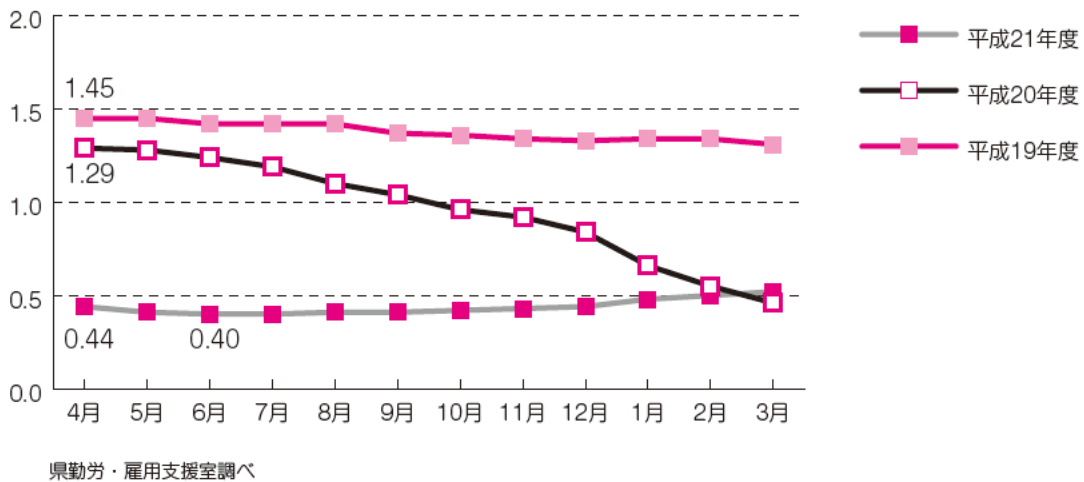


出典 総務省 国勢調査
※グラフ中 () 内は、構成比

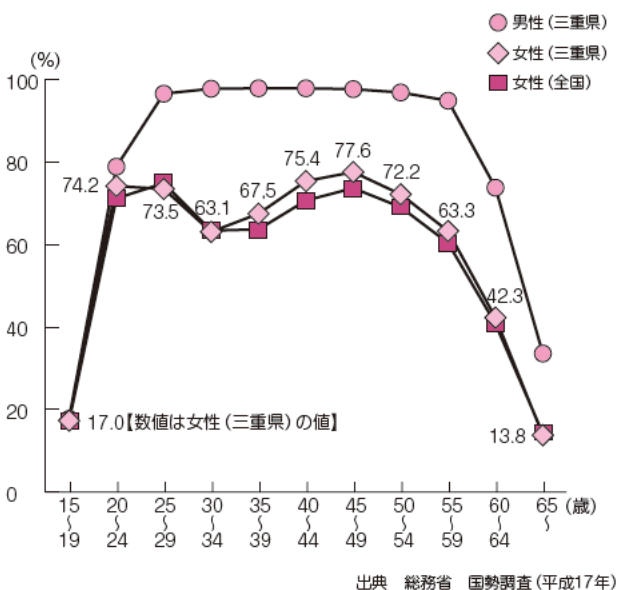
■労働力状態（三重県）



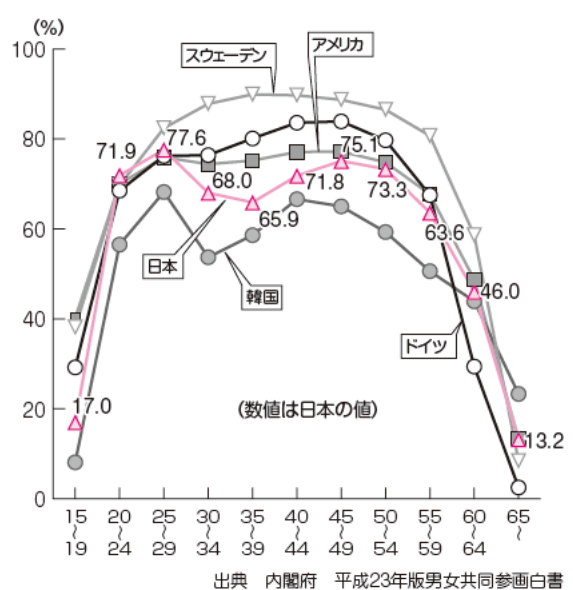
■有効求人倍率の推移（三重県）



■女性の年齢階級別労働力率



■女性の年齢階級別労働力率（国際比較）



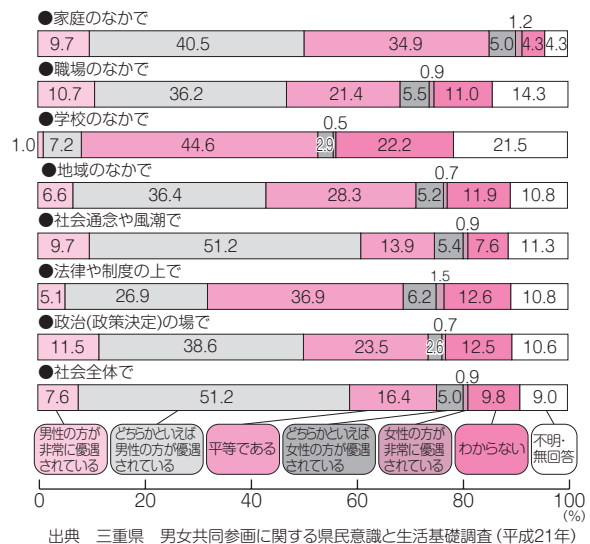
(3) 男女共同参画の現状

①男女平等について

「学校の中で」と「法律や制度の上で」以外の分野では、「平等である」と答えた人より『男性の方が優遇されている』と答えた人の方が多くっており、特に「社会通念や風潮で」、「社会全体で」については、約6割の人が『男性の方が優遇されている』と答えています。

※文章中の『男性の方が優遇されている』は、「男性が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の割合を合計したものを。

■男女の地位について（三重県）

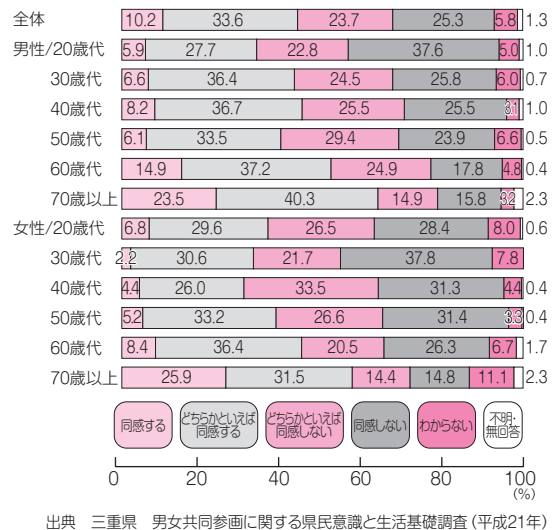


②「男は仕事、女は家庭」という考え方について

全体では『同感しない』と答えた人が『同感する』と答えた人を上回っていますが、性別・年代別では、意識に差がみられます。

※文章中の『同感する』『同感しない』には、「どちらかといえば同感する(同感しない)」を含む。

■「男は仕事、女は家庭」という考え方について（三重県）



③夫婦の生活時間

男性の家事・育児・介護にかかわる時間は妻の就業状況にかかわらず30分程度と短くなっています。

※「1次活動」とは、睡眠、食事のような生理的に必要な活動、「2次活動」とは、仕事、家事のように社会生活を行う上で義務的な性格の強い活動、「3次活動」とは、これら以外の各人が自由に使える時間における活動をいう。また、「家事・育児・介護等」には「看護」「買物」が含まれている。

■夫婦の生活時間（三重県）

